国土交通省からのお知らせ

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

平成２５年度においてもディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減の諸活動に取組むこととなりましたので、積極的にディーゼル車が排出する大気汚染物質等の一層の低減に努められますようお願いいたします。

なお、平成２５年６月１日から６月３０日までの「不正改造車排除強化月間」期間中を重点実施期間とし、下記によりご協力を賜りますようお願いいたします。

記

●入庫車両の点検の実施

ディーゼル車が入庫した際にユーザーにエアクリーナーが汚れたり、詰まったりしていると黒煙発生の原因となることや定期点検の必要性を説明するとともに、ユーザーの理解を得ながら次の事項について実施してくださいますようお願いいたします。

【６月に実施する事項】

・ 燃料噴射ポンプの封印チェックを行う。（電子制御式ガバナ付きの燃料噴射ポンプは除く）

調査期間　平成25年6月1日～6月30日

報告事項　別紙「ディーゼルクリーン・キャンペーン点検結果報告書」にチェック結果を記入し、6月21日（金）までに、FAXにてご報告ください。
（FAX　082－231－9275）

※調査台数は、特に定めませんので、可能な範囲で実施してくださいますようお願いします。

●通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

運輸支局に迷惑黒煙相談窓口（黒煙１１０番）を設置し、別紙1「迷惑黒煙の通報連絡書」を据え置き、住民から著しく黒い黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報をFAX等で収集し、通報内容を確認し車両等が特定された場合には使用者宛に、別紙2「自主点検のお願い」を内容（エコドライブの啓発を含む）とするハガキで通知することにより、自主点検等の指導を行うこととなっています。

別紙

広島県自動車整備振興会
指導部指導課　行き

ディーゼルクリーン・キャンペーン点検結果報告書

事業場名：

担当者名：

ディーゼル車の燃料噴射ポンプ封印チェック結果
（平成２５年６月１日～６月３０日の実施期間中の台数）

①燃料噴射ポンプの封印が開封されていた車両数	台
②封印されていた車両数	台
③点検を実施した車両数（電子制御式ガバナを除く）【①＋②】	台

広島県自動車整備振興会　指導部指導課（FAX　082－231－9275）

別紙１

広　　島 運輸支局　整備担当部門　あて

迷惑黒煙の通報連絡書

下記自動車について、著しく黒い黒煙を排出していたので通報します。

記

１ 確認日時　　平成　　年　　月　　日　午前・午後　　　時頃

２ 確認場所　［　　　　］

３ 確認時の走行状況（該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）

①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時

（③、④の場合、その走行スピード約　　　　ｋｍ／ｈ）

４ 登録番号　［　　　　］

５ ナンバーの色　① 緑ナンバー 、 ②白ナンバー（該当するものに○印をしてください。）

６ 車両の特徴（該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）

	乗用車（セダン、ワゴン等）		幌付きトラック
	バス		コンクリートミキサー車
	トラック		クレーン付きトラック
	バン（荷箱付きトラック）		トラクタ（けん引車）
	ダンプ		塵芥車（ゴミ収集車）
	ミニバン貨物車（ライトバン・ワンボックスバン等）		その他：＿＿＿＿

７ その他

車体に表示してある会社名等［　　　　］

ダンプ番号［　　　　］

その他表示等［　　　　］

８ 通報者氏名	
９ 通報者住所	
10 通報者電話番号	

注意１：　著しく黒い黒煙を排出していた時の黒煙濃度とは、運輸支局等の窓口で配布している「黒煙濃度チャート」紙の裏面に印刷してある黒煙濃度５０%以上の色を参考としてください。

　なお、通報を受けた自動車の使用者には、自主点検をお願いするハガキを送付しますので、正確な判定をお願いします。

注意２：　基本的に、上記通報内容の１～１０（７を除く）すべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は通報できません。

　なお、車両が特定できない場合等は、通報者の方へご連絡し車両の特徴等を確認させていただく場合もございます。

注意３：　通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします（迷惑黒煙通報連絡先一覧表を参考にしてください）。

【迷惑黒煙通報連絡先一覧表】

※ 迷惑黒煙を発見した場合の通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

運　輸　局	運輸支局等担当	通報制度ＦＡＸ送信先	迷惑黒煙相談窓口 （黒煙110番）電話番号
北海道運輸局	札幌運輸支局　整備担当部門	011-712-2406	011-731-7168
	函館運輸支局　整備担当部門	0138-49-1042	0138-49-8864
	室蘭運輸支局　整備担当部門	0143-44-4019	0143-44-3013
	帯広運輸支局　整備担当部門	0155-36-2669	0155-33-3282
	釧路運輸支局　整備担当部門	0154-51-6523	0154-51-2523
	北見運輸支局　整備担当部門	0157-61-8248	0157-24-7633
	旭川運輸支局　整備担当部門	0166-51-5273	0166-51-5363
東北運輸局	宮城運輸支局　整備担当部門	022-231-5377	022-235-2513
	福島運輸支局　整備担当部門	024-545-1561	024-546-0342
	岩手運輸支局　整備担当部門	019-638-5488	019-637-2912
	青森運輸支局　整備担当部門	017-739-1505	017-739-1506
	山形運輸支局　整備担当部門	023-686-5012	023-686-4714
	秋田運輸支局　整備担当部門	018-864-0250	018-863-5814
関東運輸局	東京運輸支局　整備担当部門	03-3471-6320	03-3458-9236
	神奈川運輸支局　整備担当部門	045-932-3228	045-939-6803
	埼玉運輸支局　整備担当部門	048-624-1028	048-624-6981
	群馬運輸支局　整備担当部門	027-261-0032	027-263-4422
	千葉運輸支局　整備担当部門	043-244-0760	043-242-7338
	茨城運輸支局　整備担当部門	029-248-4773	029-247-5249
	栃木運輸支局　整備担当部門	028-659-2416	028-658-7013
	山梨運輸支局　整備担当部門	055-263-1418	055-261-0882
北陸信越運輸局	新潟運輸支局　整備担当部門	025-285-0473	025-285-3125
	長野運輸支局　整備担当部門	026-259-4508	026-243-5525
	富山運輸支局　整備担当部門	076-423-5509	076-423-0892
	石川運輸支局　整備担当部門	076-292-0129	076-291-7852
中部運輸局	愛知運輸支局　整備担当部門	052-351-5318	052-351-5314
	三重運輸支局　整備担当部門	059-238-1302	059-234-8412
	静岡運輸支局　整備担当部門	054-262-4345	054-261-7622
	岐阜運輸支局　整備担当部門	058-270-1065	058-279-3715
	福井運輸支局　整備担当部門	0776-34-2221	0776-34-1603
近畿運輸局	大阪運輸支局　整備担当部門	072-822-3450	072-822-4374
	京都運輸支局　整備担当部門	075-681-1850	075-681-9764
	奈良運輸支局　整備担当部門	0743-23-0023	0743-59-2153
	滋賀運輸支局　整備担当部門	077-584-2079	077-585-7252
	和歌山運輸支局　整備担当部門	073-435-2099	073-422-2153
神戸運輸監理部	兵庫陸運部　整備担当部門	078-431-8761	078-453-1103
中国運輸局	広島運輸支局　整備担当部門	082-233-7752	082-233-9169
	鳥取運輸支局　整備担当部門	0857-22-4115	0857-22-4110
	島根運輸支局　整備担当部門	0852-37-1340	0852-37-2138
	岡山運輸支局　整備担当部門	086-271-2683	086-273-2114
	山口運輸支局　整備担当部門	083-928-9601	083-922-5398
四国運輸局	香川運輸支局　整備担当部門	087-882-4041	087-882-1355
	徳島運輸支局　整備担当部門	088-641-4820	088-641-4813
	愛媛運輸支局　整備担当部門	089-969-0556	089-956-1561
	高知運輸支局　整備担当部門	088-866-7315	088-866-7313
九州運輸局	福岡運輸支局　整備担当部門	092-673-1197	092-673-1196
	大分運輸支局　整備担当部門	097-558-2076	097-558-2577
	長崎運輸支局　整備担当部門	095-839-4804	095-839-4749
	佐賀運輸支局　整備担当部門	0952-30-7287	0952-30-7274
	熊本運輸支局　整備担当部門	096-369-3301	096-369-3130
	宮崎運輸支局　整備担当部門	0985-51-3826	0985-51-3958
	鹿児島運輸支局　整備担当部門	099-261-9251	099-261-9194
沖縄総合事務局	陸運事務所　整備担当部門	098-876-7233	098-875-0300

別紙２

整理番号

自主点検のお願い

貴方が使用されています、登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の自動車が平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を走行中、排気管からの排出ガスが著しく黒い状態であったと通報がありました。
つきましては、貴方の自動車の排出ガス低減性能が劣化している可能性がありますので、自主点検等をされるようご協力とご理解をお願いします。

※　黒煙濃度については、目視上の通報となりますので法律上の不適合と断定はできませんが、空ぶかし等することにより他のディーゼル車と比べ著しく黒い黒煙を排出しているのか確認することができます。
　なお、黒煙測定機器を使用し測定した結果不適合の場合、車検時においては車検不合格、街頭検査時においては整備命令の対象となります。

また、国土交通省では、健康等に被害を及ぼす浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）の低減を図るため、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」として街頭検査の強化、点検・整備の促進及びエコドライブのすすめ等を実施しています。
なお、このハガキについては、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として実施しています。

★ エコドライブ１０のすすめ

①ふんわりアクセル『eスタート』
②加減速の少ない運転
③早めのアクセルオフ
④エアコンの使用を控えめに
⑤アイドリングストップ
⑥暖機運転は適切に
⑦道路交通情報の活用
⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック
⑨不要な荷物は積まずに走行
⑩駐車場所に注意

平成　　年　　月　　日

〒７３３－００３６　　住所広島市西区観音新町４丁目１３－１３－２
国土交通省　中国運輸局
広島運輸支局整備担当部門　　電話　０８２－２３３－９１６９

すがすがしい地球の
未来のために
エコドライブを心がけましょう
ディーゼル車を
クリーンに乗ろう。
2013
ディーゼルクリーン・キャンペーン実施中!
国土交通省／自動車検査独立行政法人　www.tenken-seibi.com

環境基準未達成状況が続いています。

平成22年度の測定結果によると、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）による汚染については近年ゆるやかな改善傾向が見られますが、環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。今後もNO_2及びSPMともに全ての地域で環境基準が達成できるように努める必要があります。

■二酸化窒素（NO_2）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

※環境省資料自動車排出ガス測定局より

ディーゼル車は大気汚染への影響度が大きく、排出ガスのクリーン化には、点検整備の確実な実施とエコドライブの励行が有効です。

整備事業者に整備のために入庫したディーゼル車45,722台について、エア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換等の整備を実施し、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が13,532台（全体の30%）ありました。

■点検整備による黒煙低減効果状況

※平成24年度国土交通省調査結果

快適な暮らしを支える6つの約束

エコドライブ効果

車に負担をかける走行はとても不経済のうえ、環境にも悪影響を与えます。エコドライブを守って黒煙を減らしましょう。

約束1 ゆるやかな発進・加速

約束2 守ってください、積載重量

メンテナンス効果

定期的な点検整備は、黒煙の減少に大きな効果。正しいメンテナンスで黒煙を減らしましょう。

約束3 燃料フィルタの定期交換

約束4 エア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換

約束5 使用する燃料のチェック

約束6 燃料噴射ポンプの点検整備

エコドライブ10のすすめ

あなたのエコドライブ、チェックしてみてね！

1. ☑ ふんわりアクセル『e スタート』
2. ☑ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. ☑ 減速時は早めにアクセルを離そう
4. ☑ エアコンの使用は適切に
5. ☑ ムダなアイドリングはやめよう
6. ☑ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. ☑ タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. ☑ 不要な荷物はおろそう
9. ☑ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. ☑ 自分の燃費を把握しよう

不正軽油の使用はやめましょう

不正軽油とは
軽油等に重油を混和した規格外燃料です。

不正軽油はこんなに危険

- 自動車用燃料として使用すると、排出ガス中に含まれる有害物質の増加につながり大気汚染の原因となります。
- 不正軽油には、重油に含まれるタール状の物質が混在しており、エンジンの不具合など自動車の装置の機能悪化につながります。
- 不正軽油の製造過程で生じる有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不法投棄により環境汚染を引き起こします。

国土交通省／自動車検査独立行政法人
協賛 一般社団法人 日本自動車工業会・公益社団法人 全日本トラック協会・公益社団法人 日本バス協会・一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会・一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

■ディーゼルトラックのドライバーの皆さんへ

DPF（黒煙除去フィルタ）など 後処理装置付き車の正しい使用のお願い

― クリーンな大気環境のためにお願いします ―

はじめに

最近のディーゼルトラックは、排出ガス規制に対応するためDPF[※1]や尿素SCRなどの排出ガス後処理装置を多く採用しています。これらの装置は適正に使用しないと、エンジン停止などの原因となります。下記の点について正しいご理解をお願いします。

※1：DPFの各社の呼称：いすゞ；DPD、日野；DPR、三菱ふそう；DPF、UD；UDPC

適切な使用に関するお願い

DPFや尿素SCRなどの後処理装置は、正しい使用方法をご理解いただき、各社が規定する適切なメンテナンスを行っていただくことが重要です。

各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、
詳細については、**必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。**

DPFについて

■DPFの取扱いについて

PM（すす）が溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。（この時インジケータランプが点灯してドライバーに知らせる車両もあります。）

走行条件によって自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。

◇運行中の手動再生作業を避けるには、運行終了時に車庫に戻った際に定期的にインジケータで堆積状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

インジケータランプが点滅したら

DPFの手動再生が必要です

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合があるので、必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。

インジケータランプが点灯したら

ただちに整備工場に連絡してください

インジケータランプが表示されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起こります。

■DPFに関するQ&A

Q.手動再生はどのくらいの頻度で行う必要があるのですか?時間はどのくらいかかるのですか?

A.手動再生の頻度や再生に要する時間は、ご使用のお車の年式や車種、使用条件、整備状態などにより異なります。特に頻度は、同じ車両であっても使用の仕方により変わるものですので、一律に提示することは出来ません。ご使用のお車で不明な点やご心配な点等ありましたら、お車の取扱説明書をご確認いただくか、もしくは購入された販売会社にご相談ください。

■DPFにはエンジンオイルの燃えカス（アッシュ：灰分）が堆積しますので、定期的な点検・清掃が必要です。

■エンジンオイルの補充または交換には、**必ず「メーカー指定のオイル」を使用してください。**
DPF付車のエンジンオイルには、**低アッシュ（灰分）「DH2（VDS-4）規格」オイルが指定または推奨されています。**
「DH2（VDS-4）」以外のエンジンオイルを使用すると、DPFへのアッシュの堆積が早まり、目詰まりが起きやすくなります。

国土交通省
いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラックス株式会社
公益社団法人 全日本トラック協会

尿素SCR（選択還元触媒）について

尿素SCRには、メーカー指定の尿素水を使用してください。
メーカー指定の尿素水を補給しなかったり、適正でない尿素水を使用した場合には、ウォーニングランプの点灯や尿素添加装置の故障、最悪の場合には車両走行不能に陥ります。

■尿素SCR触媒の取扱いについて

●メーカー指定の尿素水は、NOx（窒素酸化物）低減のための触媒添加剤です。尿素水タンクが空の状態では走行できません。排出ガスが悪化するだけでなく、エンジンの再始動が出来なくなります。残量が少なくなったり、残量ウォーニングランプが点灯した場合は早めに補給してください。

●尿素水タンクにメーカー指定の尿素水以外の尿素水等を補給した場合、NOx浄化率の低下やフィルタの詰まり、低温時における凍結によるウォーニングランプの点灯など不具合が発生する可能性があります。メーカー指定の尿素水をご使用ください。

■尿素水に関するウォーニングランプ

■残量ウォーニング
尿素水残量が少なくなると点灯します。早目に補給してください。

■品質識別ウォーニング
指定の尿素水以外の液体を補給したとき点灯します。取扱説明書をご確認ください。

■添加システムウォーニング
尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。ただちに整備工場に連絡してください。

低硫黄軽油の使用について

排出ガス後処理装置付き車には、必ず低硫黄軽油を使用してください。
●2007年以降、自動車排出ガス規制の強化に伴い「自動車燃料品質の規制値」も強化され、軽油に含まれる硫黄分が10ppm以下の**低硫黄軽油**となりました。DPFや尿素SCRなどの排出ガス後処理装置の性能を維持するためには、必ず低硫黄軽油を使用してください。それ以外の燃料を使用すると、排出ガス後処理装置の故障やエンジン停止などの原因になります。

お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、各社最寄りの販売会社または下記へお問い合わせください。

いすゞ自動車（株） お客様相談センター	0120-119-113
日野自動車（株） お客様相談窓口	0120-106-558
三菱ふそうトラック・バス（株） お客様相談センター	0120-324-230
UDトラックス（株） お客様相談室	0120-67-2301